丘 の 公 園指 定 管 理 者 募 集 要 項

平成25年6月山梨県企業局

目 次

第1	施設の概要
1	名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3	所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4	施設の規模等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
5	所有者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第2	管理運営方針
1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2	施設の維持管理方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3	施設の運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第3	募集の内容
1	指定管理者が行う業務・・・・・・・・・・・・・・・・2
2	指定管理者が行う管理の基準・・・・・・・・・・・・・・2
3	責任分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4	指定期間(予定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
5	指定管理者の収入・・・・・・・・・・・・・・・・5
第4	申請に係る事項
1	指定管理者の申請資格・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2	申請手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
3	指定管理者業務の実施に関する計画書の作成・・・・・・・・・9
第5	指定管理者候補者の選定
1	指定管理者選定委員会・・・・・・・・・・・・・・・・9
2	
3	
4	二次審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第6	指定管理者の指定及び協定締結に係る事項
1	指定管理者の候補者の選定・・・・・・・・・・・・・11
2	候補者との協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
3	指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・11
4	指定管理者との協定締結・・・・・・・・・・・・・・11
第7	業務の適正な実施に関する事項
1	業務の再委託等の制限・・・・・・・・・・・・・・12

Ω	見も中の世界 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	暴力団の排除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 : 個人情報の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 :	
3		
4	情報公開への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	保険への加入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3	
6	災害等発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
7	備品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
8	管理口座・区分経理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
9	法令等の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
绺 o	業務の継続が困難となった場合の措置	
第8	業務の軽視が困難となった場合の指し 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合・1.	1
1	程足官埋有の負めに滞りべき事由により業務の継続が困難となった場合・・・・・・・・1 a	
2		
3	業務の引継ぎ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Э
第9	申請に関する留意事項	
1	審査の対象又は候補者からの除外・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	業務開始前における指定の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	申請書類等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
5	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
O	C 97 IEE	J
第1	O 事業実施状況のモニタリング(監視)等	
1	モニタリング(監視)、評価の実施・・・・・・・・・・・・・1	6
2	県の監査委員等による監査・・・・・・・・・・・・・ 1 ¹	7
3	業務開始後の指定の取消し等・・・・・・・・・・・・・1	7
第1	1 問い合わせ先及び各種書類の提出先・・・・・・・・・・・・1:	8
様式		9
別添	「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」	
〈資		
1	山梨県公営企業の設置等に関する条例	
2	也域振興事業の概要	
3	丘の公園施設案内図	
4	丘の公園主要施設概要	
5	丘の公園施設位置図・平面図	
6	役備・備品概要一覧表	
7	その他資料集	

丘の公園指定管理者募集要項

山梨県企業局(以下「企業局」という。)は、より効果的で効率的な管理運営を進め、 県民サービスの向上を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2 第3項並びに山梨県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年山梨県条例第42号。以 下「条例」という。)第8条及び第9条の規定に基づき、以下のとおり丘の公園の管理運 営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第1 施設の概要

1 名 称

丘の公園

2 沿 革

昭和61年7月2日に開園し、財団法人丘の公園管理公社へ管理委託を行ってきましたが、平成16年4月1日より指定管理者制度及び利用料金制を導入し、指定管理者が管理を代行しています。

※資料2「地域振興事業の概要」参照

3 所在地

ゴルフ事業、レジャー事業 山梨県北杜市高根町清里3545番地の5 レストラン事業 山梨県北杜市大泉町西井出8240番地の1

※レストラン事業におけるゴルフレストランはゴルフ事業、レストランアクアは レジャー事業の所在地と同様。

※資料3「丘の公園施設案内図」参照

4 施設の規模等

①ゴルフコース

敷地面積 1,035,844㎡

施設 ゴルフ場、ゴルフ練習場、ゴルフレストラン等

※ゴルフ駐車場に隣接する太陽光発電施設及び太陽光発電施設計測棟を除く。

②レジャー施設

敷地面積 206,813㎡

施設 アクアリゾート清里、オートキャンプ場、レジャーハウス等

③まきばレストラン

敷地面積 16,917㎡(内企業局分5,835㎡)

施設 まきばレストラン、売店等

※山梨県農政部が管理する畜産品PR施設、畜産資料展示室、事務室(農政部) 及び物品庫を除く。

※資料4「丘の公園主要施設概要」参照

※資料5「丘の公園施設位置図・平面図」参照

※資料 6 「設備·備品概要一覧表」参照

5 所有者

土 地:山梨県(恩賜県有財産)

土地以外:企業局

第2 管理運営方針

1 基本方針

丘の公園は、子どもからお年寄りまで、県民各層が楽しめる総合スポーツ・レクリエーション施設として、地域の観光振興や県民福祉の増進に寄与することを目的に設置された施設です。

この施設の設置目的を十分に理解した上で、安心安全で利用者が満足できるよう適正な管理運営を行うものとします。

2 施設の維持管理方針

施設の維持管理については、別添「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」を基に、 施設の特色を考慮し、より質の高い水準を保てるよう、必要かつ適正な管理を行うも のとします。

3 施設の運営方針

利用者の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れるものとします。

また、危機管理体制の整備、防犯体制の整備など利用者の安全確保や、防災対策にも十分な配慮をするとともに、環境対策にも取り組むものとします。

第3 募集の内容

1 指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)

- (1) 利用の承認に関する業務
- (2) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、公営企業管理者が必要と認める業務
 - ※具体的な業務内容及び管理基準については、別添「丘の公園管理運営業務の内容 及び基準」を参照してください。

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 休業日及び利用時間

条例第10条の規定に基づき、施設の利用形態等により公営企業管理者の承認を 受けて、指定管理者が施設ごとに定めること。

- (2) 利用の承認等は、条例第6条第1項及び第2項並びに第7条の規定によること。
- (3) 丘の公園を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (4) 土地、建物を一括して管理し、地域振興事業の目的に沿った運営を行うこと。
- (5) (3) 及び(4) のほか、公営企業管理者が定める基準を遵守すること。 業務及び管理の基準の細目的事項は、協議の上、基本協定書中の「丘の公園管理 運営業務仕様書」(以下「仕様書」という。)で定めます。

3 責任分担

指定管理者と企業局の責任分担は、次の表(各項目の区分に応じ、「〇」を付した

者が責任を負う。)のとおりとします。ただし、指定管理者の故意若しくは過失、又は協定書、仕様書等に定められた管理を怠ったことによる毀損又は滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が修繕、購入等を行うこととします。

また、指定管理者が施設、設備又は備品の修繕等を行った場合、指定管理者は当該資産の所有権を放棄し、又は原状復帰することとします。

なお、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と企業局が協議して定めることとします。

	項目	F	为 容	指定 管理者	企業局
共通	物価変動	人件費、物品費等物価	変動に伴う支出の増	\circ	
		著しい場合			\circ
	法令の変更	施設の管理運営に影響			0
	税制度の変更	施設の管理運営に影響	を及ぼす変更		0
	不可抗力	不可抗力(地震、落雷、暴風雨、洪水、戦争、テロ、暴動その他企業局及び指定管理者の責に帰すことのできない事由)の発生に起因する施設、設備の修復による支出の増及び業務履行不能			0
	政治、行政上の理由に よる事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障 が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた 場合の支出の増			0
	利用者や第三者への賠	指定管理者の責に帰す	べきもの	\circ	
	償	上記以外			\circ
		施設火災保険			\circ
	保険の付保	施設賠償責任保険		0	
	休映り竹休 	自動車保険		\circ	
		その他管理運営におい	て必要となる保険	\circ	
	施設周辺住民及び施設	施設の管理運営に対す や要望への対応	る住民及び施設利用者からの反対	0	
	利用者への対応	上記以外			0
		警備不備による犯罪発	生	0	_
	セキュリティ	H WA T WAY - OF D JEST JE	企業局の指示若しくは指導の不備 又は錯誤によるもの		0
管理運		個人情報の漏洩	指定管理者として講ずべき措置の 不備又は錯誤、指定管理者職員の 不法行為等によるもの	0	
営		施設の設置の瑕疵によ	るもの		\circ
		施設の管理の瑕疵によ	るもの	\circ	
	施設の管理運営に係る 事故	によるもの(自動車の	指定管理者の責めに帰すべき事由 運行による事故、生産物の瑕疵に の預かり金品の毀損、紛失等)	0	
		上記以外			0
	《本本社中	待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等 指示等		0	
	災害時対応				0
		経年劣化、又は特定で	60万円未満	0	
	施設、設備の損傷等	きない第三者の行為に	0 0 /3 1/ (
		よるもの	60万円以上		0
		指定管理者の責に帰す		\circ	
±/-			整備・改修(資産増加)	0	
整		上記以外			\circ
備維持	備品の損傷等	経年劣化、又は特定で きない第三者の行為に		0	
持補		よるもの	60万円以上		\circ
修修		指定管理者の責に帰す	べきもの	0	
		上記以外			0
	備品の更新、新規購入	再实	指定管理者が希望する場合	0	
		更新	上記以外		0
		が 田井 オ	指定管理者が希望する場合	0	
		新規購入	上記以外		0
その他	事業終了時の費用		た場合、又は指定期間中途におい 場合における撤収費用	0	

4 指定期間(予定)

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間) この期間は、県議会議決後、正式に指定期間となります。

5 指定管理者の収入

条例第11条の利用料金等(1)及び(2)に記載する収入をもって業務を行うものとします。

消費税率が引き上げられることとなった場合、引上げ後の消費税率及び地方消費税率を適用するとともに、条例に定める利用料金の見直しを行います。

(1) 利用料金

丘の公園の利用料金は、指定管理者の収入とし、利用料金の額は、条例別表第二に定める額の範囲内で、公営企業管理者の承認を受けて指定管理者が定めます。

(2) その他の収入

以下に挙げる収入は、指定管理者の収入とします。また、①から③に係る事業等を実施した場合は、指定管理業務の一環として、指定管理業務の収入及び支出としてください。自動販売機についても指定管理業務の一環とします。ただし、③レストラン事業における各レストラン、売店、出店については、事業を必ず実施してください。なお、①から③に記載のない事業等についても、本来業務と関連する業務は指定管理業務の一環とします。

① ゴルフ事業

会員券、キャディフィ、商品販売・レンタル、自動販売機

② レジャー事業

ア アクアリゾート清里

会員券、スイミング教室、健康教室、商品販売・レンタル、自動販売機 イ オートキャンプ場

商品販売・レンタル、バーベキュー、自動販売機

ウ レジャーハウス棟

商品販売・レンタル、自動販売機

③ レストラン事業

ア まきばレストラン

レストラン、売店、出店、自動販売機

イ ゴルフレストラン、レストランアクア

レストラン

(3)企業局への納入金

丘の公園の管理運営における収入の一部を納入するものとし、納入金は年額1億5千万円(税別)を下限額とします。提案価格を基に指定期間を通じた総額を基本協定書に記載するとともに、指定管理者は年度ごとに企業局に納入するものとします。納入金の具体的な額や支払い方法は、企業局と指定管理者が協議の上、年度協定で定めます。

指定管理者が企業局の示した水準どおり業務を確実に実施したと認められる場合、(1)の利用料金収入又は(2)のその他の収入の増加、支出の節減など指定管理

者の経営努力により生み出された余剰金については、納入金の増額は行いません。 また、利用料金収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合に も、納入金の減額は行いません。

第4 申請に係る事項

1 指定管理者の申請資格

指定管理者の指定を申請することができる者は、法人その他の団体(以下「法人等」 という。)又はその共同体であって次の(1)及び(2)の条件を満たすものとしま す。

- (1) 山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等であること。なお、共同体を構成して申請する場合(以下「共同体申請」という。)は、山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする団体のうちから代表する法人等(以下「代表団体」という。)を定めること。
- (2) 次のいずれかに該当する法人等でないこと。
 - ① 法人の役員等(法人については非常勤を含む役員、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。)に次のいずれかに該当する者が含まれているもの
 - ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補 助人又は営業を許可されていない未成年者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること がなくなるまでの者
 - ② 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税又は地方消費税を滞納している者
 - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員である者
 - ⑤ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等
- (3) 共同体申請の場合は、次の点に留意してください。
 - ① 代表団体は共同体における責任割合が最大であること。
 - ② 共同体の構成員は、単独、又は他の共同体の構成員となって申請を行うことはできないこと。
 - ③ 申請書の提出後は共同体の代表団体及び構成員の変更はできないこと。
- (4) 申請時において法人等が設立されていない場合は、次の点に留意してください。
 - ① 申請時に、設立に向けた規約案、すみやかに設立する旨の確約書その他公営企業管理者が必要と認める資料を提出すること。
 - ② 県議会における指定管理者の指定の議決(平成25年12月議会を予定)までに登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記申請が法務局において受領さ

れたことを証する書類を提出すること。

2 申請手続等

(1) スケジュール

月日	内 容
6月20日(木)から8月19日(月)まで	募集要項の配付
7月 2日 (火)	業務説明会及び現地説明会
①7月 8日(月)から7月12日(金)まで	募集に関する質問書の受付
②7月29日(月)から8月 2日(金)まで	
①7月19日(金)	質問に対する回答
②8月 9日(金)	
8月12日(月)から8月20日(火)まで	申請書類の受付

(2) 募集要項の配付

配付期間:平成25年6月20日(木)から同年8月19日(月)まで (ただし、山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号) に定める県の休日を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

配付場所:山梨県企業局総務課

上記期間中は、山梨県企業局総務課ホームページでも募集要項等のダウンロードができます。

http://www.pref.yamanashi.jp/kigyosom/index.html なお、郵送での配付は行いません。

(3)業務説明会及び現地説明会

開催日時:平成25年7月2日(火)13時から 集合場所:丘の公園ゴルフコースクラブハウス棟

内 容:「募集要項」及び「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」の説明、 施設・設備見学、質疑応答

申込方法: 説明会の参加申込書(様式8)に法人名(法人でない場合は代表者名) 及び参加希望者名(各団体3名以内)(共同体申請の場合、各構成団 体につき3名以内)を明記の上、FAX又は電子メールのいずれかで、 企業局総務課へ6月28日(金)午後5時までに申し込んでください。

留意事項:申請予定者は可能な限り参加してください。個人及び申請資格のない 団体の参加はできません。

質問及び回答は、山梨県企業局総務課のホームページで公開します。

(4) 募集に関する質問

受付期間: ①平成25年7月8日(月)から同年7月12日(金)まで 午前9時から午後5時まで

> ②平成25年7月29日(月)から同年8月2日(金)まで 午前9時から午後5時まで

質問方法:質問書(様式9)に記入の上、FAX又は電子メールのいずれかで、

山梨県企業局総務課まで提出してください。電話や口頭での質問にはお答えしません。

回答方法:質問事項に対する回答は、①の期間に受付けたものについては、平成25年7月19日(金)、②の期間に受付けたものについては、平成25年8月9日(金)に山梨県企業局総務課のホームページに掲載します。

(5) 申請書類

① 提出部数

申請書類は、A4判とし、正本1部、副本14部を提出してください。 原本のみ押印し(袋とじや割印をする必要はありません。)、写しには原本証明をしてください。

なお、正本、副本とも目次・ページを付け、二穴綴じファイルに綴じてください。

- ② 申請書類
 - ア 指定管理者指定申出書・・・・・・・・・・・・(様式1)
 - イ 指定管理者業務の実施に関する計画書・・・・・・・・(様式2)
 - ウ 申請する法人等に関する書類

共同体申請の場合には、構成員であるすべての法人等のものを提出してください。

- (ア) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・(様式3) ※法人等の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出してくだ さい。
- (イ) 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- (ウ) 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式4)
- (エ) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、法人 以外の団体にあっては代表者の住民票の写し及び印鑑証明書(3ヶ月以内に 取得したもの)
- (オ)申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近3事業年度の事業 (営業)報告書、貸借対照表及び損益計算書(又は収支計算書)又はこれら に類するもの(グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結 決算書)
- (カ) 直近3年間の法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書
- エ 構成員届(共同体申請の場合)・・・・・・・・・・(様式5)
- オ 各団体の役割、責任分担に関する事項(共同体申請の場合)・(様式6)
- カ 委任状(共同体申請の場合)・・・・・・・・・・・(様式7)
- (6) 申請書類の受付

受付期間:平成25年8月12日(月)から8月20日(火)まで (ただし、山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで なお、8月20日(火)は、午前9時から正午までとします。

受付場所:山梨県企業局総務課

受付方法:申請書類一式を持参により提出してください。

3 指定管理者業務の実施に関する計画書の作成

(1) 指定管理者業務の実施に関する計画書

指定管理者業務の実施に関する計画書の作成に当たっては、「募集要項」、「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」等に記載されていることを遵守してください。 また、法令等に定められていることについては、これを遵守してください。

① 収支計画書(様式2-③その1)は、指定全期間にわたる収支予測を年度別に 作成してください。

また、収支計画書(様式 2-3 その 2)は、消費税率の引上げが予定されているため、消費税率引上げを見込んだ収支計画書を併せて作成してください。なお、審査は収支計画書(様式 2-3 その 1)により行います。

- ② 指定管理者業務の実施に関する計画書の作成に用いる言語、通貨及び単位は、 原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51 号)に定める計量単位としてください。
- ③ 指定管理者業務の実施に関する計画書は、A4判で作成してください。また、ページ数を中央下に表記してください。
- (2) 自主事業に関する提案

指定管理業務以外に、施設の設置目的を妨げず、かつ利用者の利便性向上に資することを目的として、自らの責任と費用により自主事業を行うことができます。

施設の利用率向上、利用者サービスの向上等に貢献できる自主事業に関する提案があれば、様式2-⑩により事業計画を提出してください。

第5 指定管理者候補者の選定

企業局が設置する指定管理者選定委員会が、提出された申請書について審査基準に 基づいて審査し、指定管理者候補者を選定します。

1 指定管理者選定委員会

指定管理者選定委員会の構成は次のとおりです。

氏 名	所 属		
坂本 宏	山梨産業文化研究所代表		
野村 千佳子	山梨学院大学経営情報学部教授		
萩原 勝	萩原勝公認会計士・税理士事務所所長		
松井 政明	公益社団法人やまなし観光推進機構理事長		
山本 薫	山本薫公認会計士事務所代表		

2 審査基準

審査基準(審査の項目及び審査配点等)は次のとおりです。

	審査基準	審査項目	審査のポイント	確認する書類	配	点													
1	企業局納入金	企業局納入金の金額	提案価格の採点は次の方式による。 評価点=価格配点×(当該応募団体の提 案価格−1億円)/(応募団体 中の最高価格−1億円) ※金額は税抜き	様式2-①	40	40													
2	施設の管理運営 の方針等の総合 的な事項	施設の設置目的及び企 業局が示した管理の方 針	企業局が示した管理の方針と応募団体が 提案した運営方針が合致するか	様式2-②	5														
		の方針等の総合	等の総合 原土乳末の中皮 かね	収入、支出積算と計画書の整合性は図られているか	様式2-③		10												
		収支計画の内容、的確 性及び実現の可能性、 経費節減	収支計画の実現可能性はあるか	様式2-3	5														
			経費節減が図られているか	様式2-④															
			広報計画の内容は適切か	様式2-5															
			利用拡大の取組内容は十分か	様式2-⑤															
3		利用者の増加を図るた めの具体的手法及び期	地域の宿泊施設や団体、関係機関等との 連携が図られているか	様式2-⑥	15														
	事業計画の内容が施設の効用を	待される効果	年間を通して施設の設備、機能を活用し た内容となっているか	様式2-⑦	10														
	最大限に発揮で きるものである		既存施設を新たな方法で活用した内容と なっているか	様式2-⑦		25													
	خ کے	サービスの向上を図る	サービス向上のための取組内容は適切か	様式2-8 様式2-9															
		ための具体的手法及び 期待される効果	自主事業の提案はサービスの向上に寄与 した企画となっているか	様式 2 - ⑩	10														
		77,11,1 (4 0 0 7),42/1	施設更新時期を延ばす工夫がなされてい るか	様式 2 一⑪															
	事業計画の内容 が施設の適正か つ効率的な維持 管理を図ること がこと	が施設の適正か	施設の維持管理の内 容、的確性及び実現の	求められている内容が計画書で提案され ているか	様式2-⑫ 様式2-⑬ 様式2-⑭	5													
4		可能性	施設の維持管理、安全管理は適切か	様式2-⑫ 様式2-⑭		10													
		施設の維持管理の効率 性	維持管理は効率的に計画されているか	様式2-⑫ 様式2-⑭	5														
	県民の平等な利 用を確保するこ	平等な利用を図るため の具体的手法及び期待	生活弱者等へ配慮がされているか	様式 2 一⑮	3	3													
J	とができるもの であること	の具体的手伝及び期付される効果	事業等の内容に偏りがないか	様式2-15] 3	J													
	事業計画に沿っ に沿っ に治っ を安 を が を が と が と が と が と が と め に り た 的 的 も り を り と め に 力 り 的 も り も り も り も し る し て し て し て し て し て し て し て し し て し て	巻計画に沿っ	職員体制は十分か	様式 2 - 16 様式 2 - 17	-														
6			職員採用・確保の方策は適切か	様式 2 一①	5														
			職員の指導育成、研修体制は十分か	様式2-18															
			団体の財務状況は健全か	定款等 収支予算書		12													
		び経理的基盤を	び経理的基盤を	び経理的基盤を	び経理的基盤を	び経理的基盤を	び経理的基盤を	び経理的基盤を	び経理的基盤を	び経理的基盤を	び経理的基盤を	び経理的基盤を	び経理的基盤を	び経理的基盤を	び経理的基盤を	び経理的基盤を	経理的基盤を 安定的な運営が可能と していること なる経理的基盤	金融機関、出資者等の支援体制は十分か	事業(営業)報告書 貸借対照表 損益計算書 連結決算書 納税証明書
合計点数					10	00													

3 一次審査

提出された「法人等概要書」等により資格審査を行います。一次審査の結果は、8

月30日(金)までに申請者に文書で通知します。申請状況については、一次審査終 了後に申請団体数を山梨県企業局総務課のホームページで公表します。

4 二次審査

一次審査通過団体による書類審査及びヒアリングを実施します。ヒアリングは、提出された「指定管理者業務の実施に関する計画書」の内容を選定委員に説明し、選定委員の質問に回答するという形式で行います。この際、「指定管理者業務の実施に関する計画書」に記載していないことは説明できません。

申請団体から提出された「指定管理者業務の実施に関する計画書」等を審査した結果、高位の評価を得た順に順位を決定します。ただし、二次審査において総得点が一位であっても一定基準に満たない場合、又は得点が著しく低い審査項目がある場合は候補者に選定しないことがあります。

第6 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

1 指定管理者の候補者の選定

指定管理者選定委員会による選定結果に基づき、公営企業管理者が候補者を決定し、 二次審査を受けた団体に対して選定結果を通知し、おって申請団体名、提案価格、審 査点数、審査結果及び選定理由を山梨県企業局総務課のホームページで公表します。

2 候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行い、この内容を仮協定書(確認書) として締結します。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲に おいて修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなけ ればなりません。

候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった申請者を指定管理者の候補者として協議を行います。

3 指定管理者の指定

企業局は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

指定管理者の指定をしたときは、その旨を文書で通知します。

4 指定管理者との協定締結

企業局と指定管理者は、先に締結した仮協定書を前提に、更に業務を実施する上で 必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。

協定は、指定全期間を通じた基本的な事項を定めた「基本協定書」と、年度毎の管理業務の内容等を定めた「年度協定書」とします。

(1) 基本協定書の内容

- ○業務に関する基本的事項(管理業務の内容、施設の範囲、事業年度、管理の基 進等)
- ○管理業務に係る費用等に関する事項
- ○利用料金に関する事項
- ○遵守事項

- ○企業局納入金に関する事項
- ○管理業務に関する責任分担に関する事項
- ○事業計画書の提出に関する事項
- ○定期報告事項
- ○利用者アンケート等の実施・報告に関する事項
- ○事業報告書の提出に関する事項
- ○業務実施状況の確認・評価に関する事項
- ○秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項
- ○管理業務の継続が困難となった場合の措置等
- ○指定の取消し等に関する事項
- ○損害賠償に関する事項
- ○施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- ○権利譲渡等の制限に関する事項 他
- ◆以下、共同体申請の場合

(指定管理者が共同事業体方式の場合は、次の事項が加わります。)

- ○構成員による権利義務の譲渡等の制限に関する事項
- ○代表団体に係る倒産の場合による指定管理者の指定の取消し等に関する事項
- ○代表団体、構成団体の変更の禁止に関する事項
- ○代表団体の権限、構成員の相互間の責任分担に関する事項
- ○構成員の脱退に対する措置に関する事項 他
 - (注)協定の締結に当たっては、共同体の構成員すべてを協定当事者とし、協定 に関する責任は共同体の構成員すべてが負うこととなります。

(複数の会社が指定管理者の業務を行うために設立した会社の場合)

- ○事務所の所在地、株主及びその持ち分割合等の事項を変更する場合の事前協議 に関する事項
- ○設立した会社の設立者以外の者に新株を発行しようとする場合、あるいは設立 者が設立者以外の者に株式を譲渡しようとする場合の承認に関する事項他
- (2) 年度協定書の主な内容(予定)
 - ○管理業務の内容に関する事項
 - ○企業局納入金に関する事項 他

第7 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の再委託等の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできません。ただし、「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」の別添資料「施設及び設備器具の維持管理」に記載した業務の他、施設及び設備器具の維持管理、保守点検業務、機能を維持するための業務、安全を確保するための業務、並びにゴルフ場のコース管理業務については、この限りでありません。業務の一部分のみを第三者に委託又は請け負わせる場合には、あらかじめ企業局に申請し、承認を受けることとします。

2 暴力団の排除

指定管理者は施設を暴力団の活動に利用させることはできません。

3 個人情報の取扱い

指定管理者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び山梨県個人情報保護条例(平成17年山梨県条例第15号)の規定に従い、個人の権利利益を害することのないよう最大限努めなければなりません。また、指定管理業務の実施により知り得た個人情報の漏えい又は滅失などの事故の防止、その他の個人情報の適正な管理を確保するために、指定管理者は、企業局と協議の上、別途、個人情報の取り扱いに関する要綱を定めることとします。

4 情報公開への対応

指定管理者は、山梨県情報公開条例(平成11年山梨県条例第54号)に基づき、管理している文書の公開に努めることとします。また、指定管理業務を通じて取り扱う文書の管理・公開を行うに当たり、指定管理者は、企業局と協議の上、別途、情報公開に関する要綱を定めることとします。

5 保険への加入

利用者に係る保険は、次のとおり指定管理者が加入するものとします。

①加入する賠償責任保険

企業局と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険としてください。

②保険の内容

ア 施設賠償責任保険

対人賠償 1名につき 200,000千円以上

1事故につき 200,000千円以上

対物賠償 1事故につき 200,000千円以上

- ※ 保険は共通建てとする
- ※ 飲食物の提供施設については、生産物賠償責任保険を上記の条件で併せ て付保し、食中毒利益補償についても付保すること
- イ 受託者賠償責任保険

受託物 1事故につき 1,000千円以上

ウ ゴルファー保険

第三者賠償 1事故につき 100,000千円以上

身体障害 1事故につき 5,000千円以上

用品・用具 1事故につき 100千円以上

エ 自動車保険

対人賠償 無制限

対物賠償 無制限

人身傷害 無制限

オ 盗難保険(施設内の物品)

1事故につき 30,000千円以上

その他管理運営において必要となる保険については、企業局と指定管理者が協 議し、指定管理者が加入することとします。

6 災害等発生時の対応

災害等が発生した場合、指定管理者は速やかに企業局に連絡するとともに、被害を 未然に又は最小限に止めるよう早急に対応措置をとる義務を負います。また、企業局 が避難所、広域防災拠点等のため、施設の利用制限、応急活動への参加等を要請した ときは、企業局の指示に従わなければなりません。

7 備 品

企業局は、指定管理者に丘の公園で使用している物品(別添の「設備・備品概要一 覧表」参照)を貸与します。

指定管理者が管理運営費(第3 5 (1)及び(2)の収入)で購入した物品は、 指定期間中又は当該期間終了後には企業局に帰属することとします。

指定管理者が自ら所有する物品を持ち込んだ場合及び指定管理者が管理運営費以外の費用により購入した物品については、指定管理者に帰属し、指定期間終了時には指定管理者が自らの費用と責任で撤去又は撤収してください。ただし、企業局と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、企業局又は企業局が指定する者に対して引き継ぐことができます。

8 管理口座 · 区分経理

指定管理者としての業務に係る支出及び収入は、法人等の口座とは別の口座で管理してください。

また、会計処理においては、指定管理者としての業務に係る経理とそれ以外の業務に係る経理を区分して整理してください。

次年度の施設利用にかかる収入については、前受金として処理し、次年度の収入としてください。ただし、指定管理期間の最終年度において次年度の施設利用にかかる収入は、企業局が必要と認めた場合を除き、受け入れることはできません。

また、定期利用券等(年度を跨るもの)について、次年度に残存利用期間がある場合は、日割り計算により年度区分し、各年度の収入としてください。ただし、指定管理期間の最終年度から次年度まで継続する定期利用券等は、企業局が必要と認めた場合を除き、発行できません。

9 法令等の遵守

指定管理者は、丘の公園内で管理運営する業務の遂行に関連する法規を遵守しなければなりません。地方自治法その他の関係法令、山梨県公営企業の設置等に関する条例等を遵守してください。

第8 業務の継続が困難となった場合の措置

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による業務の継続が 困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理者は、速やかに企業局に報告しなければなりません。企業局は、指定の取り消し、期間を定めた業務の全部若しくは一部の停止の措置又は期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力による企業局及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、業務継続の可否について協議するものとします。

3 業務の引継ぎ

指定期間の終了又は指定の取り消しにより業務を引き継ぐ場合には、企業局が定める期間内に、企業局又は企業局が指定した者に対して、業務を引き継ぐとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供しなければなりません。

なお、新たに指定管理者に指定された者への引き継ぎ内容については、次期指定管理者との仮協定書の締結時までに企業局が指示します。

引き継ぎに必要な指定管理者の費用は、指定管理者の負担とします。

第9 申請に関する留意事項

1 審査の対象又は候補者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は候補者から除外します。

- (1) 指定管理者選定委員会の委員又は申請に関する業務に従事する企業局職員若しく は関係者に対し、申請について不正な接触をし、又は接触を求めた場合その他選定 結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽記載又は不正行為に基づく記載があった場合
- (3) 第4 1に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合
- (4) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として相応しくないと企業局が認めた場合
- (6) その他不正な行為があったと企業局が認めた場合

2 業務開始前における指定の取消し

指定管理者の指定後、業務を開始する前において、次に掲げる場合に該当したとき は、その指定を取り消します。

- (1) 正当な理由がなく協定の締結に応じない場合
- (2) 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理者として行う業務の履行が確実でないと企業局が認めた場合
- (3) 第9 1各の項目に該当する場合

3 申請書類等の取扱い

(1) 著作権

企業局が提示する資料等の著作権は企業局に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は申請者に帰属します。

なお、指定管理者の選定及び指定において公表する必要がある場合その他企業局が必要と認めるときは、企業局は、申請者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の 法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手 法等を用いた結果生じた事象に係るすべての責任は、申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 返却等

申請書類は審査のため、指定管理者選定委員会の委員に配付します。また、提出された申請書類は返却しません。

(5) 公表

申請書類は、山梨県情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

5 その他

- (1) 丘の公園に複数の申請(共同体の構成員としての申請を含む。)をすることはできません。なお、県の他の施設に関して指定の申請をすることは可能です。
- (2) 指定管理者指定申出書提出後に申請を辞退する場合には、指定管理者指定申請辞 退届(様式10)により届け出てください。

第10 事業実施状況のモニタリング(監視)等

1 モニタリング(監視)、評価の実施

企業局は、丘の公園が設置目的に沿って適切に管理、運営されるように、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行います。

企業局は、仕様書に基づき指定管理者から提出される定期報告書、事業報告書、利用者アンケート結果、利用者からの苦情・意見の内容、事故・災害報告等により、業務の実施状況をモニタリング(監視)し、その結果を評価します。

モニタリングの結果、仕様書や事業計画書に記載された事項等が達成されていない 場合には、企業局は、改善措置を講じる等の指導を行います。

モニタリング(監視)、評価は、次の方法により行います。詳細については基本協定書において定めるものとします。

(1)企業局が行う評価

企業局は、モニタリングに基づき、指定期間中の指定管理者の管理運営状況(利用状況、事業計画の達成状況、収支状況等)についての事業評価を実施します。

結果については、県及び企業局総務課のホームページ等で公表します。

(2) 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎事業年度終了後、管理運営業務の自己評価を行い、企業局に自己評価調書(管理運営業務モニタリングシート)を提出するものとします。

(3) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、利用者の満足度、苦情・ 意見等をアンケート等で把握し、その結果及び対応状況について企業局に報告する ものとします。

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、企業局へ報告していただきます。

(4) その他

指定管理者は、施設の維持管理・運営に当たっては、県の環境管理システムに準じて省エネルギーの推進及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等の環境保全についても十分配慮し、エネルギー使用状況等については、半年ごとに企業局に報告していただきます。

2 県の監査委員等による監査

県の監査委員又は県の外部監査契約に基づく監査人が必要と認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

3 業務開始後の指定の取消し等

企業局は、次の場合、指定管理者の指定の取り消し等の措置を行うことがあります。

(1) 指定の取消し等

指定管理者による指定管理業務の実施状況が、基本協定書の取り消し事由等に該当すると認められる場合には、企業局は、指定を取り消し、期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止の措置又は期間を定めて改善策の提出及び実施を命を命ずる場合があります。

なお、取り消し事由等のうち、適切な管理を行うという指定基準を満たさなくなったと認めるとき、あるいは施設の維持管理を継続することが適当でないと認めるときとは、次のような状況を想定しています。

- ① 定期報告書、事業報告書等を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を 妨げたとき
- ② 関係法令、条例、若しくは基本協定書の規定に基づく企業局の指示に従わないとき、又は指示によっても業務内容に改善がみられないとき
- ③ 関係法令、条例、又は基本協定書の規定に違反したとき
- ④ 法人の経営状況の悪化等により、管理業務を継続することができないと認められるとき
- ⑤ 組織的な違法行為など著しく社会的信用を損なう行為があった場合等、管理業務を行わせておくことが社会通念上不適当であると認められるとき
- ⑥ 暴力団排除対象法人等に該当すると認められるとき
- (7) その他管理を継続させることが適当でないと認められるとき

(2) 指定が取消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、企業局に生じた損害・損失や増加費用を賠償しなければなりません。また、指定管理者の損害・損失や増加費用について、企業局はその賠償の責めを負いません。その他の場合は、企業局と指定管理者は協

議するものとします。

第11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

山梨県企業局総務課経営企画担当

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内一丁目9番11号(県民会館5階)

電 話:055-223-5394 (ダイヤルイン)

FAX : 055-237-8162

メールアドレス: kigyosom@pref.yamanashi.lg.jp